

【ドイツ】ドイツ再統一による東西年金統合の最終段階

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 東西ドイツ統一により年金制度は 1991 年に統合されたが、東西で異なる基準値が用いられてきた。2017 年 7 月、年金制度を 2025 年 1 月に完全統合する法律が制定された。

1 東西ドイツ統一時の年金制度改革

1990 年 10 月 3 日、ドイツ民主共和国（東独）各地域はドイツ連邦共和国（西独）の諸州として編入され、ドイツ再統一が実現した（注 1）。憲法（ドイツ連邦共和国基本法）を始めとして、原則として西独の連邦法がそのまま旧東独地域に適用されたが、社会保険制度については、東独の制度を西独方式に改編し統合するため、新たな立法が幾つか行われた。特に、年金保険については、長期的展望に立つ経過措置が必要となった。

統一前の 1990 年 7 月 1 日に、まず東独で制度統合のための法律が施行され、国家が運営する社会保険制度は西独同様、疾病・年金・災害の 3 部門に分割され、保険料制度と料率も改められた（注 2）。また西独では、旧東独地域に「社会法典第 6 編（年金保険）」を本格適用する 1992 年 1 月に向けて、詳細を規定する「年金移行法」（注 3）が 1991 年 7 月に制定された。これらの立法によって、低水準の東の年金額を段階的かつできるだけ速やかに西の水準に近づけること、ただし東西に賃金及び生活水準の格差が存在する間は年金額の算定及びスライドを別々に行うこと、経済力に見合わない年金水準引上げのため支出過多となる東の年金保険財政に関しては連邦全体で財政調整を行うこと等が規定された。

2 2017 年年金移行完結法

(1) 年金の東西格差の現状

東西の経済格差解消には時間がかかり、働いている場所が東か西かで年金額の算定根拠となる数値が異なる状況が長く続いてきたが、近年ようやく同じ水準に近づいた。

年金額は、「個人報酬点数」（個人の賃金水準の累積）と「年金種別係数」（老齢年金は 1.0）を、毎年 7 月に東西別々に算定される「年金現在価値」（平均賃金の場合の年金額）に乗じて決定される（注 4）。年金現在価値は平均賃金に連動するが、東の平均賃金の算定は高評価係数で嵩上げされてきた。制度統合時の 1992 年 1 月には東の年金現在価値は西の 56.9%であったが、2000 年 7 月に 87.0%まで接近し、2017 年 7 月時点では 95.7%に達した。

こうして、年金水準そのものは、1990 年時点での東独の標準年金（45 年間平均賃金で勤務した場合の額）は西独の 40%程度にすぎなかったが、1995 年 78.8%、2000 年 86.8%、2005 年 88.1%、2010 年 88.7%、2015 年 94.1%となり、着実に格差は縮小してきた。（注 5）

その他、平均賃金に基づき、毎年、東西で別の値が算定されるのは、「参照額」（年金等社会保障の給付額及び保険料の基準）と「保険料算定限度額」（本人負担分の保険料算定時の賃金上限額）である。2017 年に東はいずれも西の 90%近くに達した（注 6）。

(2) 年金移行完結法

2016年11月、連邦労働社会省は公的年金制度改革案として「老齢保障のための全体構想」(注7)を公表し、その中で、東西年金統合の最終期限を2025年1月とすることを掲げた。これを受けて、「年金移行の完結に関する法律(年金移行完結法)」(注8)が制定され、2017年7月24日に公布された。主要部分の施行日は2018年7月1日である。

同法は全13条から成り、各条で社会法典の各編(年金保険、雇用促進、一般規定、災害保険、社会扶助)、外国年金法、農業従事者老齢保障法、年金移行法等の改正を行う。

また2025年1月から、完全に同一の年金制度が連邦全体で実施されることが規定された。年金スライド、参照額及び保険料算定限度額の更新も、2025年から、連邦全体の平均賃金の上昇状況を根拠として行われる。これらを実施するために、東の数値を西の水準に段階的に近づけていく調整が、2018年から開始される。

年金額算定根拠となる年金現在価値については、2018年7月1日から2024年7月1日まで、表のとおり調整する。参照額と保険料算定限度額も、毎年徐々に西に近づける。あわせて、それらの根拠となる平均賃金に関し、現在、東が有利になるよう設定されている高評価係数を切り下げる。

東の年金額調整にかかる費用は、当初は保険料財源によって賄い、2022年以降は連邦財源による補助金増額で対応する予定である。連邦補助金は、2022年には約2億ユーロ、2023年から2025年までは毎年6億ユーロ程度の増額が見込まれている。(注9)

表 年金現在価値の調整
(西の値に対する東の値の比率)

2018年7月	95.8%
2019年7月	96.5%
2020年7月	97.2%
2021年7月	97.9%
2022年7月	98.6%
2023年7月	99.3%
2024年7月	100%

(出典) 年金移行完結法を基に筆者作成。

注(インターネット情報は2017年9月11日現在である。)

- (1) 東西統一は、1990年5月18日に締結された通貨・経済・社会統合のための国家条約(Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik vom 18. Mai 1990 (BGBl. 1990 II S. 537).)、同年8月31日に締結された統一条約(Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands(Einigungsvertrag) vom 31. August 1990 (BGBl. 1990 II S. 889).)によって実現した。
- (2) 1990年6月28日に公布された「社会保険法」(Gesetz über die Sozialversicherung - SVG)、「年金同一化法」(Rentenangleichungsgesetz - RAG)による。年金制度については、労使折半による賃金比例の保険料拠出と拠出に基づく給付額決定(報酬比例型年金)、既裁定年金の西独並み水準への引上げ、給付額の賃金スライド導入等が規定された。
- (3) Gesetz zur Herstellung der Rechtseinheit in der gesetzlichen Renten- und Unfallversicherung (Rentenüberleitungsgesetz - RÜG) vom 25. Juli 1991 (BGBl. I S. 1606). 一部を除き1992年1月1日施行。
- (4) 式で示すと、「年金額(月額) = 個人報酬点数 × 年金種別係数 × 年金現在価値」となる。
- (5) „Nicht alles auf einmal“, *Das Parlament*, 2017.5.2, S.1.
- (6) Bundesregierung, „Neue Bemessungsgrenzen für 2017“, 2016.10.12. <<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2016/10/2016-10-12-bemessungsgrenzen-sozialversicherung.html>>
- (7) Bundesministerium für Arbeit und Soziales, „Das Gesamtkonzept zur Alterssicherung“, 2016.11. <http://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/2016/11/2016-11-25-gesamtkonzept-nahles.pdf?__blob=publicationFile&v=1>; 厚生労働省『2016年海外情勢報告』2017, p.188.
- (8) Gesetz über den Abschluss der Rentenüberleitung (Rentenüberleitungs-Abschlussgesetz) vom 17. Juli 2017 (BGBl. I S. 2575).
- (9) 1ユーロは約129円(平成29年9月分報告省令レート)。